

# 〇〇コールセンター

閉庁日（土日祝日）のみ

9：00～17：00

電話番号〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

熊本県内の**野生鳥獣**に関する問合せ（ケガをしている鳥獣がいる等）に、コールセンターでお答えします！

## 【コールセンターに電話する前に確認いただきたい事項】

- ◆野鳥のヒナは保護していません。人間が育て、野生に戻すことは困難です。
- ◆ケガをしている野生鳥獣を見かけたら、まずは見守ってください。  
明かな外傷があり、治療を行うことで野生復帰が見込める場合は、保護・治療をおこなっています。  
**ただし、以下のものは保護の対象としていません。**
  - ①農林水産業、生活環境に被害を与え、捕獲されている鳥獣（カラス、ドバト、カワウ等）
  - ②狩猟及び有害鳥獣捕獲等により負傷した鳥獣
  - ③コウモリ類や疥癬にかかったタヌキなど、人間に感染する恐れのある疾病にかかっている可能性のある鳥獣
  - ④アライグマなど外来生物法に基づく特定外来生物
  - ⑤ネズミ類、モグラ類
- ◆県では野鳥の高病原性鳥インフルエンザの調査を行っていますが、すべての死亡野鳥の回収をおこなっているわけではありません。

## 【このような場合にコールセンターをご利用ください】

◇ケガをしている鳥がいます。種類がわかりませんが、保護は可能でしょうか？

◇野鳥が複数羽死んでいて、鳥インフルエンザが心配です

（※緊急の対応を要しない場合など、後日、関係機関への連絡をお願いする場合がございます。ご了承ください。）